

社会保険委員会 報告 (委員長 若狭 朋子)

令和6年3月5日に 厚生労働省より令和6年診療報酬改訂についての告示、通知が発表されました。

細胞診、病理分野における主な変更点は以下の通り。

- N000-2 病理組織標本作製 セルブロック法によるもの (乳癌の追加) (乳癌学会と共同提案)
 - 「セルブロック法によるもの」は、悪性中皮腫を疑う患者又は組織切片を検体とした病理組織標本作製が実施困難な肺悪性腫瘍、胃癌、大腸癌、卵巣癌、悪性リンパ腫 若しくは**乳癌**を疑う患者に対して、穿刺吸引等により採取した検体を用いてセルブロック法により標本作製した場合に算定する。
- N002 免疫染色 (免疫抗体法) 病理組織標本作製 (乳癌の追加) (乳癌学会と共同提案)
 - セルブロック法による病理組織標本に対する免疫染色については、悪性中皮腫を疑う患者又は組織切片を検体とした病理組織標本作製が実施困難な肺悪性腫瘍、胃癌、大腸癌、卵巣癌、悪性リンパ腫若しくは**乳癌**を疑う患者に対して実施した場合に算定する。
- N004-1 細胞診
 - 婦人科材料等液状化検体細胞診加算 **45点** (36点から9点の増点)
- N004-2 迅速細胞診 検査中の場合 (対象臓器の拡大) (病理学会と共同提案)
 - 迅速細胞診は、手術、気管支鏡検査 (超音波気管支鏡下穿刺吸引生検法の実実施時に限る。) 又は内視鏡検査 (膵癌又は胃粘膜下腫瘍が疑われる患者に対する超音波内視鏡下穿刺吸引生検法の実実施時に限る。) の途中において腹水及び胸水等の体腔液又は**穿刺吸引検体**による標本作製及び鏡検を完了した場合において、1手術又は1検査につき1回算定する。
- N005-4 ミスマッチ修復タンパク免疫染色 (免疫抗体法)
 - 病理組織標本作製 2,700点
 - 遺伝カウンセリングを行った場合には、遺伝カウンセリング加算として、患者1人につき月1回に限り、1,000点を所定点数に加算する
- N005-5 BRAF V600E 変異タンパク免疫染色 (免疫抗体法)
 - 病理組織標本作製 1,600点

今後、疑義照会などが行われ、若干の変更が行われる可能性があります。

実際の保険請求上の疑問、質問、問題点がございましたら学会事務局を通じて社会保険委員会にお寄せください。

文責 若狹朋子